

社会福祉法人常陽社会福祉事業団職員行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標：全従業員に対し、育児休業制度等について周知を行うことで、
育児休業取得率の向上を目指す。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 育児休業制度等に関するチラシを作成し、各事業所の朝礼を
実施する場所に掲示し、全従業員に対して周知をする。